（業務の休廃止の許可の申請）

第二十四条　指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容

三　休止又は廃止の年月日

四　休止の期間

五　休止又は廃止の理由

第四章　指定保障措置検査等実施機関

（指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲）

第二十五条　原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

（指定の申請）

第二十六条　法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　保障措置検査員の氏名及び略歴

ハ　試料試験（法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。）を実施する主たる技術者の数及び経歴

ニ　保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

ホ　保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

2　法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

（保障措置検査員の条件）

第二十七条　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

（保障措置検査員の数）

第二十八条　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

（名称等の変更の届出）

第二十九条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（実施指示書）

第三十条　法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を実施する保障措置検査員の数

二　実施すべき保障措置検査の内容（法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。）

三　実施指示書に記載のない事項について対処する必要が生じたときに保障措置検査員がとるべき措置

（通知）

第三十一条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地

三　保障措置検査を行った年月日

四　保障措置検査を行った場所

五　保障措置検査員の氏名

六　保障措置検査の結果

（業務規定の認可の申請）

第三十二条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規定）

第三十三条　法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること。

三　試料試験を実施する者の配置に関すること。

四　保障措置検査の実施の方法に関すること。